

ケアプランセンター敬愛運営規程

（事業の目的）

第1条 （有）敬愛が開設するケアプランセンター敬愛（以下「事業所」という）が、行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅支援事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている境等に応じて、高齢者自身によるサービスの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅介護サービス等が特定の種類又は特定の居宅支援サービス事業者に不正に偏ることのないよう、公正中立に行う。また、市町村・老人介護支援センター・他の指定居宅支援事業者・介護保健施設等との連携に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 （1）名称 ケアプランセンター敬愛
（2）所在地 津山市東一宮 22-10

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1名（介護支援専門員と兼勤）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
（2）介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、指定介護支援の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日は月曜から金曜までとする。ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日、12月30日から1月3日までを除く。
（2）営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
（3）電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護支援の提供方法）

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

（1）利用者の相談は、事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
（2）使用する課題分析票の種類は、利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。
（3）サービス担当者会議の開催は、事業所内その他必要と認められる場所において開催する。
（4）介護支援専門員の居宅訪問頻度は、少なくとも月1回以上必要に応じて訪問するものとする。

（居宅介護支援の内容）

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

（1）居宅サービス計画の作成

・利用者宅を訪問し、利用者・家族から話を伺う。
・利用者の了解を得て、主治医に意見を求めることがある。
・介護支援専門員を中心に、サービス担当者会議を開いて検討する。
・サービス計画の内容・利用料・保険の適用など全てを説明し、了解を得る。

（2）指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整

（3）その他の便宜上の提供

サービス提供にあたって、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態になる事の予防になるよう適切にサービスを提供する。サービス提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明する。利用者の意思に基づいたサービスを受けてもらうため、居宅サービス・指定居宅サービス事業者の紹介を求める事が出来る。又居宅サービス計画原案に位置付けた、指定サービス事業者の選定理由の説明を、何時でも受ける事ができる。

（利用料その他の費用の額）

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が決める基準どおりとし、当該指定居宅介護支援が法定の代理受領サービスであるときには、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。

通常の事業の実施地域以外の地域で居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、通常の事業の実地地域を越えた地点から要した交通費の実費を徴収する。ただし自動車を使用した場合は、路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨、文書に署名又は記名捺印を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、津山市（旧津山市地区・旧久米町地区・旧勝北地区・旧加茂地区）鏡野町（旧鏡野地区）美咲町（旧中央町地区・旧柵原町地区）勝央町 奈義町とする。

（その他運営に関する重要事項）

第10条 1.居宅介護支援事業所は、介護支援専門員の資質向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知ケアの事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し業務態勢を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

・虐待防止・身体拘束防止に関する研修年1回
・権利擁護に関する研修年1回
・認知症ケアに関する研修年1回
・感染症に関する研修年1回
・業務継続計画に係る研修年1回
・その他資質向上に係る研修を随時開催する。

2. 従業員は、業務上知り得た秘密を保持する。

3. 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築す

- る観点から、業務継続に向けた計画等の策定、訓練（シミュレーション）、研修の実施を行う。
4. 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。
5. 介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を講ずる。
- 6、この規定に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、(有)敬愛と事業所の管理責任者との協議に基づいて定めるものとする。
- （虐待防止について）**
- 第 1 1 条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための担当者を選任し、次の措置を講じるものとする。
- ・虐待を防止するための従業者に対する研修の実施（年 1 回以上）
 - ・虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法の検討
 - ・その他虐待防止のために必要な措置
 - ・前項目に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと
- （2） 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

付則

- この規定は、平成 15 年 11 月 1 日から施行する。
- この規定は、平成 18 年 2 月 28 日から施行する。（第 9 条）
- この規定は、平成 18 年 6 月 21 日から施行する。（第 4 条の 1）
- この規定は、平成 19 年 9 月 12 日から施行する。（第 4 条の 2）
- この規定は、平成 20 年 2 月 14 日から施行する。（第 3 条の 1.2・第 8 条）
- この規定は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。（第 9 条）
- この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。（第 2 条・第 6 条の 3・第 7 条の（1）（3））
- この規定は、平成 30 年 9 月 13 日から施行する。（第 9 条）
- この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。（第 10 条の 3・4）（前第 10 の 3 は 5 に変更）
- この規定は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。（第 11 条）
- この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。（第 6 条の 1・2・3・4）の変更
- この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。（第 10 条の 1 の変更）
- この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。（第 10 条の 4 の追加）（4 は 5 5 は 6 に変更）
- この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。（第 11 条の変更）